

その2

人材問題〈採用・定着〉の一手に！

助成金を使って労務環境の改善を図りませんか？

- ・人材開発支援助成金
- ・キャリアアップ助成金



最大
960円
賃金助成

訓練時間1人
1時間当たり

最大
75%
経費助成

人材開発 支援助成金が 活用できます!



 **厚生労働省**
Ministry of Health, Labour and Welfare

 **キャリア形成
リスキング 支援センター**
厚生労働省委託事業

人材開発支援助成金

厚生労働省公式ご案内より

<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001310925.pdf>

どんな助成金 ですか？

人材開発支援助成金は、事業主等が雇用する労働者に対して、職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練等を計画に沿って実施した場合等に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です



支給対象となる訓練等

① 人材育成支援コース

10時間以上のOFF-JT、新卒者等のために実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練、有期契約労働者等の正社員転換を目的として実施するOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練

② 教育訓練休暇等付与コース

有給教育訓練休暇制度（3年間で5日以上）を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成

③ 人への投資促進コース 令和4年4月～

- ・ 高度デジタル人材訓練／成長分野等人材訓練
高度デジタル人材の育成のための訓練や大学院での訓練
- ・ 情報技術分野認定実習併用職業訓練
IT分野未経験者の即戦力化のためのOJTとOFF-JTを組み合わせた訓練
- ・ 定額制訓練
サブスクリプション型の研修サービスによる訓練
- ・ 自発的職業能力開発訓練
労働者が自発的に受講した訓練（訓練費用を負担する事業主に対する助成）
- ・ 長期教育訓練休暇等制度
長期教育訓練休暇制度や教育訓練短時間勤務等制度を導入し、労働者がその休暇を取得して訓練を受けた場合に助成

④ 事業展開等リスキリング支援コース 令和4年12月～

事業展開やDX・GXに伴い新たな分野で必要となる知識や技能を習得させるための訓練

人材開発支援助成金

厚生労働省公式ご案内より

<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001310925.pdf>

助成金の金額は？

経費助成は45%～75%を助成されます。また賃金の助成もあります。



支給対象となる訓練等		賃金助成額 (1人1時間当たり)		経費助成率		
			賃金要件等を満たす場合 ^{※6}		賃金要件等を満たす場合 ^{※6}	
① 人材育成支援コース	人材育成訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%) ^{※1} 60% ^{※2} 70% ^{※3}	60% (45%) ^{※1} 75% ^{※2} 100% ^{※3}
	認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	45% (30%)	60% (45%)
		OJT	-	-	-	-
	有期実習型訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% ^{※2} 70% ^{※3}	75% ^{※2} 100% ^{※3}
		OJT	-	-	-	-
	② 教育訓練休暇等付与コース			-	-	30万円
③ 人への投資促進コース 令和4年4月～ ^{※7}	高度デジタル人材訓練	OFF-JT	960円 (480円)	-	75% (60%)	-
	成長分野等人材訓練	OFF-JT	960円 ^{※4}	-	75%	-
	情報技術分野認定実習併用職業訓練	OFF-JT	760円 (380円)	960円 (480円)	60% (45%)	75% (60%)
		OJT	-	-	-	-
	定額制訓練	OFF-JT	-	-	60% (45%)	75% (60%)
	自発的職業能力開発訓練	OFF-JT	-	-	45%	60%
	長期教育訓練休暇制度		960円 ^{※5} (760円)	- ^{※5} (960円)	20万円	24万円
	教育訓練短時間勤務等制度		-	-	20万円	24万円
④ 事業展開等リスクリング支援コース 令和4年12月～ ^{※7}	OFF-JT	960円 (480円)	-	75% (60%)	-	

※1 正規雇用労働者等へ訓練を実施した場合の助成率。

※2 非正規雇用の場合の助成率。

※3 正社員化した場合の助成率。※4 国内の大学院を利用した場合に助成

※5 有給休暇の場合のみ助成

※6 訓練修了後に行う訓練受講者に係る賃金改定前後の賃金を比較して5%以上上昇している場合、又は、資格等手当の支払を就業規則等に規定した上で、訓練修了後に訓練受講者に対して当該手当を支払い、かつ、当該手当の支払い前後の賃金を比較して3%以上上昇している場合に、助成率等を加算

※7 令和8年度末までの時限措置

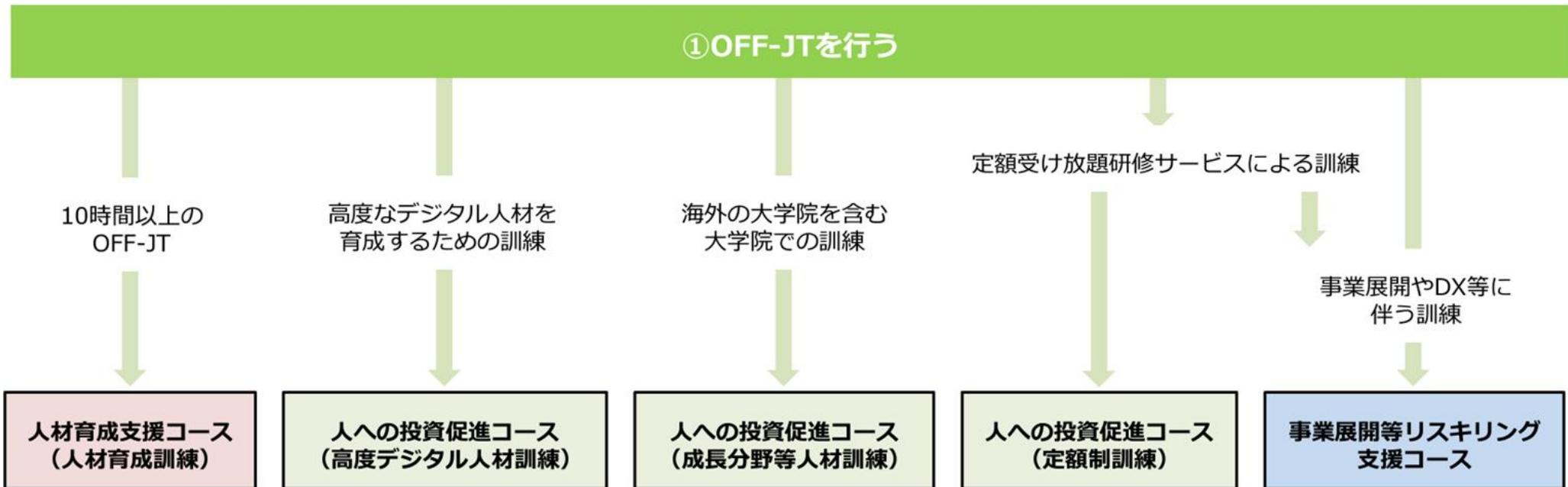
事業者の要件

- 申請事業主（助成金を受給しようとする者）は、**雇用保険適用事業所の事業主**であること
- 対象労働者（訓練を受講する者）は、申請事業主が設置する雇用保険適用事業所の雇用保険被保険者であること
- 申請事業主は、研修や人事の担当課長等を職業能力開発推進者として選任していること
（職業能力開発推進者を選任していない場合は、計画届を提出する日までに選任してください）
- 申請事業主は、事業内職業能力開発計画を策定し、雇用する労働者に周知していること
（事業内職業開発計画を策定・周知していない場合は、計画届を提出する日までに策定・周知してください）

訓練内容の要件 申請事業主が業務命令で対象労働者に訓練を受講させる場合

- 訓練開始日の**1か月前**までに計画届を労働局に提出すること
- 申請事業主が訓練期間中も対象労働者に**適正に賃金を支払う**こと
- 申請事業主が支給申請日までに訓練経費を**全額負担**すること
- 対象労働者の**職務に直接関連する訓練**であること
- 訓練時間数が**10時間以上**の訓練であること
- ①**OFF-JT**を行うこと または ②**OFF-JTとOJT**を組み合わせた訓練を行うこと

人材開発支援助成金フローチャート



・現在の業務の延長にある資格取得への勉強は（宅建の資格など）は
→人材育成支援コース（人材育成訓練）

・現在と違い新たな分野で必要となる知識DXやGXの勉強は
→事業展開等リスキリング支援コース

事業展開等リスクリング支援コースに活用事例について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001310925.pdf>

「事業展開」とは

新たな製品を製造し又は新たな商品もしくはサービスを提供すること等により、新たな分野に進出すること。このほか、事業※1や業種※2を転換することや、既存事業の中で製品又は商品若しくはサービスの製造方法又は提供方法を変更する場合も事業展開にあたる。

※1 総務省が定める日本標準産業分類に基づく大分類の産業をいいます。

※2 総務省が定める日本標準産業分類に基づく中分類、小分類又は再分類の産業をいいます。

【製造業】従業員数 200 名程



今後の半導体の需要増を見据え、半導体工場の建設を予定しており、工場の設備や生産ラインの安定した運用を図るため、各種自動制御技術、電気保全技術、空圧装置制御技術等を習得する訓練を受講させる。

【イベント業】従業員数 50 名程



コロナ禍を経て、既存スタイルのイベント・婚礼等では集客が難しくなったことから、新たな形態によるイベント等の企画・立案に従事させるため、若手幹部候補にポリテクセンターが実施する「生産性向上支援訓練」を受講させる。

【情報通信業】従業員数 30 名程



今後当社で予定している新規事業では、サイバー攻撃から会社情報や顧客情報を守るなど、一定水準のデジタル技術の知識が必要となってくるため、サイバーセキュリティの訓練を受講させる。

【飲食業】従業員数 30 名程

飲食店で外食の事業を行っているが、テイクアウト及びお弁当の製造販売を新たに開始するため、予約システムの構築やアプリ開発を行うための講座を受講させる

事業展開等リスクリング支援コースに活用事例について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001310925.pdf>

「デジタル・デジタルトランスフォーメーション（DX）」とは

ビジネス環境の激しい変化に対応し、デジタル技術を活用して、業務の効率化を図ることや、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。



【建設業】従業員数 50 名程

DX化による測量受注の拡大を受けて、ドローンやBIMを活用した測量作業に習熟した従業員の育成を目指し、ドローンの操縦技能やBIMの講習を受講させる。



【医療・福祉】従業員数 500 名程

電子カルテと各部門に分かれたシステムの統合、オンラインによる診察やAIを活用した問診等、診療領域のDX化を進めるため、医療に従事する従業員にDX訓練を受講させる。



【運輸・郵便業】従業員数 50 名程

RPAを活用して、請求書・伝票書類、日報・労務管理データの電子化と自動化を図るとともに、AIを活用して配送ルート最適化を行い、配送時間・車両費の削減や労働者不足の解消を図るためのデジタル人材育成の訓練を受講させる。

【小売業】従業員数 30 名程

営業部門において、ITツールを活用したWEB集客のノウハウの習得させるための講座を受講させる

事業展開等リスクリング支援コースに活用事例について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11800000/001310925.pdf>

「グリーン・カーボンニュートラル化」とは

徹底した省エネ、再生可能エネルギーの活用等により、CO₂等の温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすること。

【製造業】従業員数 200 名程



現在の溶解炉はコークスを熱源としているが、今後、電気炉に変更することによりCO₂の削減を図る。設備やシステムの変更に伴い新たに必要となる知識・技能を習得するためのプログラムを受講させる。

【製造業】従業員数 100 名程



カーボンニュートラル達成を目指し、自社製品の素材に炭素を含まない精錬プロセスを導入することに伴い、新たに必要となる材料工学の知識等を習得するためのプログラムを受講させる。

【農業】従業員数 15 名程

農薬の散布に使うトラクターに代わってドローンを導入しCO₂削減を実施するためドローンスクールに通わせる。

【電気事業】従業員数 200 名程

風力発電機や太陽光パネルなどの環境に配慮した電力供給システムを構築するためエンジニア育成講座を受講させる

申請の流れについて

申請の前提

- ・ 社内の職業能力開発推進者の選任
- ・ 社内の事業内職業能力開発計画の策定

① 職業訓練実施計画届の提出

- 職業訓練実施計画届などの作成
- 訓練開始日から起算して1か月前までに「職業訓練実施計画届」（様式第1-1号）と必要な書類（P.30～32参照）を各都道府県労働局へ提出（申請手続きは雇用保険適用事業所単位もしくは本社がまとめて行うことも可能）。

② 訓練の実施等

- 部内・部外講師によって行われる事業内訓練を実施、または、教育訓練施設で実施される事業外訓練を受講

※訓練に係る費用は支給申請までに支払い終えている必要があります。

③ 支給申請書の提出

- 訓練終了日の翌日から起算して2か月以内に「支給申請書（様式第5号）」と必要な書類（P.33～36参照）を労働局に提出

④ 助成金の支給決定または不支給決定

支給審査の上、支給・不支給を決定（審査には時間を要します）

【ポイント】

- ① 訓練の**1か月前**に
計画届を提出
- ② 終了の**2か月以内**に
報告書を提出



人材開発支援助成金と、キャリアアップ助成金

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001239298.pdf>

正社員化コース

就業規則または労働協約その他これに準ずるものに規定した制度に基づき、有期雇用労働者等を正社員化した場合に助成します。

1 支給額 1人当たりの助成額は以下のとおりです。

企業規模	正社員化前雇用形態	
	有期雇用労働者	無期雇用労働者
中小企業	80万円 (40万円×2期)	40万円 (20万円×2期)
大企業	60万円 (30万円×2期)	30万円 (15万円×2期)

1年度1事業所当たりの支給申請上限人数20名

2 加算額 1人当たりの加算額は以下のとおりです。

措置内容	有期雇用労働者	無期雇用労働者
人材開発支援助成金の訓練修了後に正社員化した場合 (自発的職業能力開発訓練または定額制訓練以外の訓練修了後)	95,000円	47,500円

**訓練終了後に正社員にした場合、最大89.5万円が助成
(1人当たり)**